

外国供給業者検証プログラム (FSVP) の対象者ですか？

パート1のL項に定義されている輸入業者ですか？
(連邦規則第21巻 CFR 1.500を参照してください)

つまり、あなたは米国への輸入を目的として提供される食品等の商品の米国所有者または荷受人ですか？または、輸入時において、食品等の商品の米国所有者または荷受人が存在しない場合、あなたは米国輸入時における米国代理人または外国人所有者の代表者または荷受人ですか？

いいえ



FSVPはあなたに適用されません。

はい

これらの食品のみを輸入しますか？ (連邦規則第21巻 CFR 1.501を参照してください)

- 魚介類および水産物 (第123条に準拠)、または第123条に準拠した魚介類や水産物に使用するための特定の成分
- ジュース (第120条に準拠)、または第123条に準拠したジュース製品に使用するための特定の成分
- 研究や評価のための食品
- 特定のアルコール飲料、またはアルコール飲料に使用するための特定の成分
- 米国農務省により規定されている特定の肉、鶏肉および卵製品
- 個人消費のために輸入した食品
- 積み替えされる食品
- 加工や輸出のために輸入された食品
- 外国に一旦輸出され、さらなる製造/加工をせずに再輸入された米国の食品

はい



これらの食品にFSVPは適用されません。

いいえ

第21巻 CFR113条に準拠した低酸性缶詰食品を輸入しますか？ (第21巻 CFR 1.502 (b) を参照してください)

はい



その食品の微生物学的危害に関するFSVPの検証は必要ありません。代わりに、食品が第21巻113条に準拠して製造されたことをあなたが確認し、文書で立証する必要があります。第113条に準拠していないすべての製品に関しては、FSVPの検証が必要です。

いいえ

食品の危害に関する予防的管理措置や供給業者のプログラムの実行に関連した、ヒトが摂取する食品に関する予防的管理措置または動物が摂取する食品に関する予防的管理措置における要求事項に準拠した受取施設ですか？あるいは、特定の状況下において、これらの規則の下で予防的管理措置を行う必要がない受取施設ですか？ (第21巻 CFR 1.502 (c) を参照してください)

はい



輸入時の輸入業者識別のための要件を除き、FSVPのほぼ全ての側面に関して準拠したものとみなされます。

いいえ

第21巻 CFR 111にある特定の栄養補助食品のCGMP要件の対象栄養補助食品を輸入しますか？ (第21巻 CFR 1.511を参照してください)

はい



栄養補助食品に関する現在の適正製造基準 (CGMP) とは別の要件で、それらの栄養補助食品に関する修正FSVPの要件の対象となっています。

いいえ

零細輸入業者ですか？ (第21巻 CFR 1.500および1.512を参照してください)

ヒトが摂取する食品については、輸入、製造、加工、梱包された食品の米国市場の値、または販売することなく得た収入 (例えば、有料で輸入など) を合わせたヒトが摂取する食品の売上高が、適用される暦年の過去3年間に於いて年間平均100万ドル未満の輸入業者。

動物が摂取する食品については、輸入、製造、加工、梱包された食品の米国市場の値、または販売することなく得た収入 (例えば、有料で輸入など) を合わせた動物が摂取する食品の売上高が、適用される暦年の過去3年間に於いて年間平均250万ドル未満の輸入業者。

はい



あなたは修正FSVP要件の対象となっています。(特定の輸入業者のための修正要件の例としては、輸入業者が危害分析を実施する必要はなく、書面による遵守の保証を得ることにより、外国供給業者を検証することが可能です。)

いいえ

特定の中小供給業者 (すなわち、PCHFまたはPCAFに準拠し承認を受けた施設、農産物の安全規制の下で対象になっていない特定の農場、および特定の中小卵生産者) から食品を輸入しますか？ (第21巻 CFR 1.512を参照してください)

はい



あなたはこれらの供給業者の食品に関する修正FSVP要件の対象となっています。

いいえ

米国で正式に承認されているか、同等の食品安全システムを持つ国から特定の食品を輸入しますか？ (第21巻 CFR 1.513を参照してください)

はい



これらの国からの食品に関する修正FSVP要件の対象となっています。(供給業者が米国の安全規制または同等とみなされる他国の法令に準拠していることを決定することを含みます。)

はい

FSVP要件の対象
となっています。